

第1章 計画策定にあたって

1 知多市社会福祉協議会とは

(1) 知多市社会福祉協議会の沿革

知多市社会福祉協議会(以下「知多市社協」という。)は、昭和56(1981)年6月5日に社会福祉法人として登記、設立当初は会員制度の普及を中心に、つなぎ資金・くらし資金の低所得者向け貸付業務と心配ごと相談を主たる業務としていました。

その後、平成2(1990)年度にホームヘルプサービス事業受託をはじめ、食事サービス事業、老人福祉施設、デイサービス事業、在宅介護支援センター(地域型)の各事業を段階的に受託し、知多市社協の組織基盤整備と直接サービス事業の提供を行う一方で、コミュニティワークにより新しい事業を展開してきました。

平成12(2000)年度に、介護保険事業(訪問介護、通所介護、居宅介護支援)を開始、平成13(2001)年度に知多市社協ボランティア活動推進計画を策定、災害救援ボランティア養成講座を開始しました。平成15年(2003)年度にあんしんとなり組事業(後にあんしんとなり組・災害時要援護者支援事業に改名)、ふれあい・いきいきサロン事業、障がい者居宅介護等事業、障がい者デイサービス事業等をはじめ事業拡充を図ってきました。

平成17(2005)年度に福祉活動センター内に知多市総合ボランティアセンターを設置し、その後、平成19年(2007)年1月の知多市市民活動センターの開所に合わせ移転しました。

平成18(2006)年度に地域包括支援センター(知多北)を知多北部広域連合より受託、平成21(2009)年度の福祉活動センター南館増設に合わせて、地域包括支援センター(知多南)を知多包括支援センターとして統合し、知多北部広域連合より、市全域を受託しました。

平成22(2010)年度に民生委員児童委員協議会事務局が市より移動、平成25年(2013)年度に青少年居場所支援事業(受託)及びひきこもり訪問支援事業開始、佐布里デイサービスセンター及び金沢デイサービスセンターの廃止、平成26(2014)年度に高齢者虐待相談センター(受託)、翌年には認知症カフェ事業の開始と日常生活自立支援事業の直接実施(愛知県社会福祉協議会から受託)、さらにその翌年には生活支援体制整備事業の一部を受託、生活困窮者自立支援相談窓口(市役所内)に職員を出向(2年)させるな

ど、その運営に協力しました。

平成 28(2016)年度に、老人福祉施設は、市の直営管理になりました。平成 30(2018)年度に、知多市生活困窮者サポートセンター(後に知多市自立生活サポートセンターに改名)を開設し、自立相談支援・家計改善支援事業を受託しました。さらに知多市障がい者相談事業所しゃきょう(特定相談支援事業)を開設し、障がい者相談支援センターを3法人(知多福社会、NPO 法人びすた〜り、知多市社協)で受託しました。南粕谷デイサービスセンターは廃止されました。

このように、知多市社協は住民、行政、様々な関係機関と連携・協働を図り知多市の福祉の相談支援、サービス提供の体制を敷き、包括的支援体制の構築を図るべく今日に至りました。

※特に断りがない「受託」は知多市からの受託を指します。

(2) 知多市社協の主な歴史

創設期 (1980 年代)	1981 年	法人設立
	1988 年	発展計画策定
基盤強化・直接サービス展開期 (1990 年代)	1990 年	ホームヘルプサービス事業受託
	1993 年	福祉活動センター開館
	1998 年	老人福祉施設、デイサービス事業、 在宅介護支援センター受託
包括的支援体制構築期 (2000 年以降)	2000 年	介護保険事業(訪問介護・通所介護・ 居宅介護支援)開始
	2003 年	あんしんとなり組事業開始(後にあんしん となり組・災害時要援護者支援 事業に改名)
	2006 年	地域包括支援センター(知多北)受託(知 多北部広域連合)
	2018 年	生活困窮者サポートセンター開設(後に 自立生活サポートセンターに改名) 特定相談支援事業開始 障がい者相談支援センター受託

(3) 知多市社協の役割

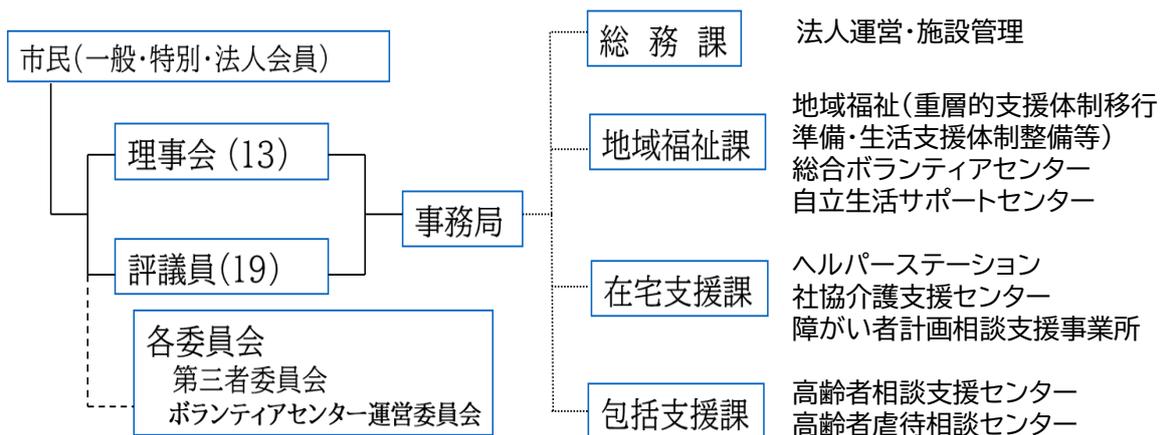
社会福祉協議会は、昭和26年(1951)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた、営利を目的とせず社会福祉活動の推進を目的とした民間組織です。

社会福祉協議会は、地域の人びと、民生委員・児童委員、福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。各種の福祉サービス、相談活動、ボランティアや市民活動の支援など、地域の特性に応じて、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

(4) 知多市社協の組織

知多市社協は、理事会(執行機関)、評議員会(議決機関)及び監事会(監査機関)と、事業を実施する「事務局」によって組織されています。事務局体制は、総務課(法人運営・施設管理)、地域福祉課(地域福祉実践・総合ボランティアセンター・自立生活サポートセンター)、在宅支援課(介護保険事業・障がい者相談支援センター等)、包括支援課(地域包括支援センター・高齢者虐待相談センター・認知症ケア等)に分かれ、世代や分野を問わない相談支援、地域づくりをしています。

<組織図> 令和3(2021)年4月1日現在



2 計画の特徴

(1) 地域福祉計画と発展強化計画

市区町村社会福祉協議会の活動に関する計画は、一般的には「地域福祉活動計画」として策定されており、市区町村(行政)の地域福祉計画とは別の計画として位置付けられています。しかし、平成 22(2010)年度に策定した第2次知多市地域福祉計画は、知多市における地域福祉政策の連携及び整合性を図るため「市と知多市社協の協働による一体型の計画」として策定されました。

その後、知多市社協が行う事業活動に特化した計画も必要であるため、地域福祉計画を具体的に推進するアクション計画の要素とそれらを推進するための基盤整備・機能の見直しを図ることを目的に平成 23(2011)年度に第1次発展強化計画、平成 28(2016)年度に第2次発展強化計画を策定しました。

令和3(2021)年度に、第4次知多市地域福祉計画と、第2次計画の総括等を踏まえ、これからの知多市社協の事業と機能包括的支援体制での役割を示す第3次発展強化計画を策定しました。

(2) 社会背景

今、国を挙げて進めているのが「地域共生社会」の実現です。

その背景にあるのは、今後、人口減少、高齢者世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まり、「社会的孤立」、団塊世代が後期高齢を迎える「2025年問題」、団塊ジュニア世代の高齢化の「2040年問題」、さらには「世帯の複合的課題」等、さまざまな課題が増え、これまでの取組みでは対応しきれなくなってきています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

人と人、人と資源がつながり、地域のネットワークを構築していくためには、コーディネート機能が必要であり、そのためにコミュニティソーシャルワーカーの機能が今まで以上に求められています。

(3) 重層的支援体制整備事業の取組み

「地域共生社会」の実現の取組みとして、平成30年4月、社会福祉法に市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、令和2年6月には、新たに「重層的支援体制整備事業」が定義され、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとしました。

この「重層的支援体制整備事業」は、3つの支援を柱としています。

- ①相談支援・・・本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援
- ②参加支援・・・本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援・・・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

これらを一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなるものです。

重層的支援体制整備事業は、次の基本的な理念に基づいて実施していきます。アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと。本人・世帯を包括的に受け止め支えること。本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること。信頼関係を基盤として継続的に行われること。地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと。また、進めていく際には、地域住民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図っていきます。

(4) 市民、関係団体等の意見の反映

本計画策定にあたっては、知多市社協だけの課題ではなく、第4次知多市地域福祉計画策定の際に市が実施した市民アンケート、団体等ヒアリングで出された地域の活動拠点、相談しやすい環境の整備、地域住民同士、世代間の交流といった課題も反映しています。

(5) SDGsを推進する計画

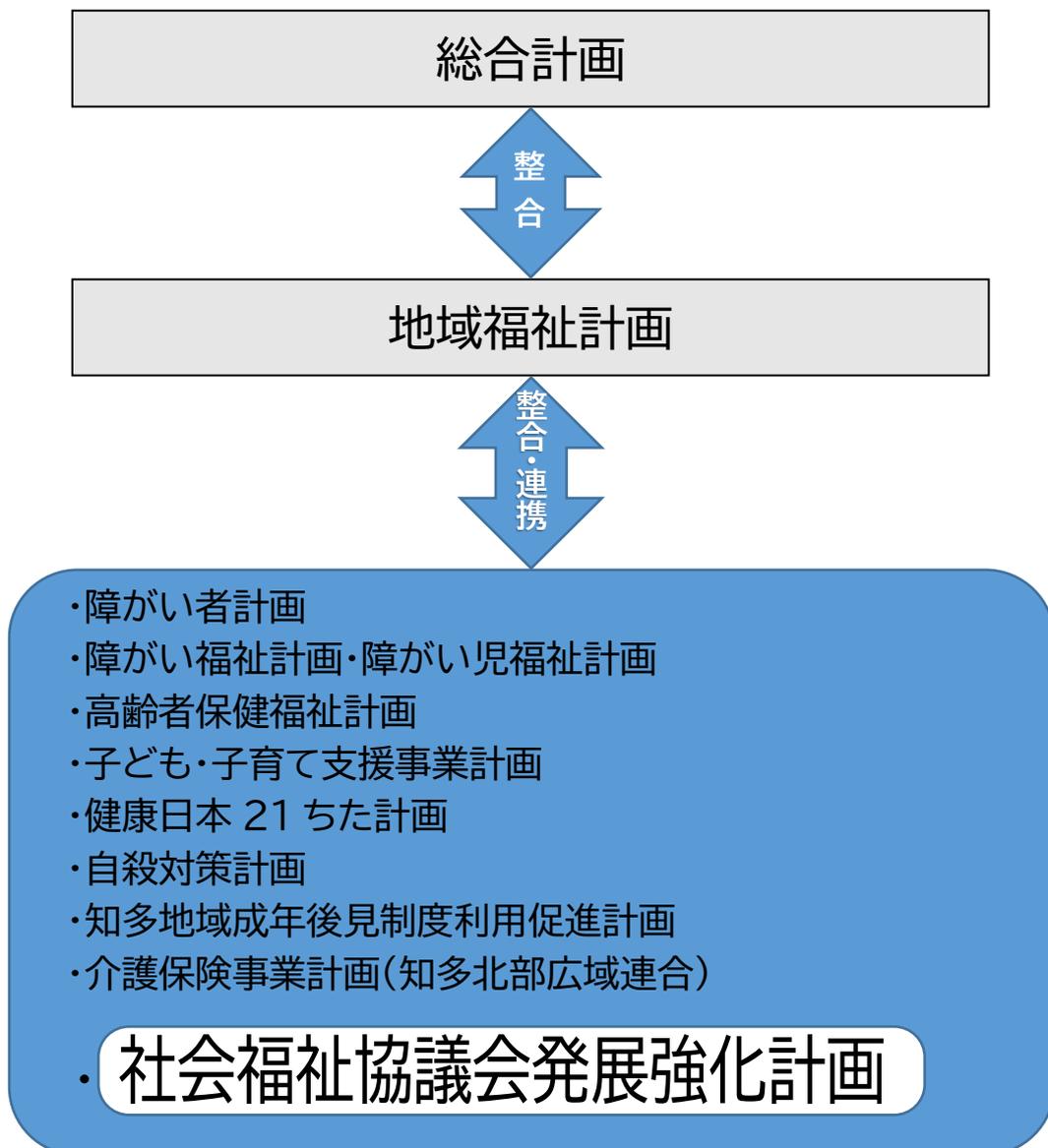
SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標であり、17のゴールと169のターゲットが示されています。経済、社会、環境の課題を統合的に解決するため、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」として定められたものです。その基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

知多市社協は、持続可能な社会の実現のため、SDGs理念に賛同し、本計画において具体的なゴールの設定と達成に向けて取り組んでいきます。

3 計画の位置付け

本計画は、「第4次知多市地域福祉計画」を上位計画に持ち、その他の福祉関係計画と連携し、知多市社協の目指すべき方向性を明確にし、事業を持続的に推進するための指針として位置付けます。

本計画と他の計画との関係図



4 計画の期間

本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を最終年度とする6年間の計画です。

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
総合計画	→ ~令和11年度 →									
地域福祉計画	→ → → → → → → → → →									
障がい者計画	→ → → → → → → → → →									
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	→ → → → → → → → → →									
高齢者保健福祉計画	→ → → → → → → → → →									
子ども・子育て支援事 業計画	→ → → → → → → → → →									
健康日本 21 ちた計画	→ → → → → → → → → →									
自殺対策計画	→ → → → → → → → → →									
知多地域成年後見制度 利用促進計画	→ → → → → → → → → →									
介護保険事業計画 (知多北部広域連合)	→ → → → → → → → → →									
社会福祉協議会発展強 化計画	→ → → → → → → → → → 第3次(令和4年度~令和9年度) →									

5 計画の推進体制と進捗管理

計画を推進するにあたっては、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、市民活動団体、民間事業者、市等、多様な関係機関と連携して取り組みを進めます。

合理的かつ効果的に推進するため、組織の枠を超えて社協職員一丸となって取り組めるよう「計画策定推進会議」(仮称)を設置し、計画の実現に向けて、年度ごとに具体的な事業の取り組みについて検証し、進捗状況は、理事会、評議員会に報告の上、ホームページ上で公表します。

中間年の3年目には計画全体の見直しを図り、必要に応じた計画の修正を行います。